

## 第 7 期大学分科会の審議経過について

### 1 全体的な審議の経過

- 第 7 期の大学分科会では、
  - ・ 前期に引き続き、質保証の充実等の大学教育の改善、第 2 次大学院教育施策要綱を踏まえた大学院教育の改善、法曹養成の在り方に関する政府全体の検討の動向を踏まえた法科大学院教育の改善等について検討するとともに、
  - ・ 平成 24 年 8 月の中教審答申（「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」）や平成 25 年 5 月の教育再生実行会議第三次提言（「これからの大学教育等の在り方について」）で示された課題等を踏まえ、大学のガバナンスの在り方、大学のグローバル化の促進、短期大学教育の在り方についても検討を行った。  
その際、前期に引き続き、大学教育部会、大学院部会、法科大学院特別委員会を設置したほか、新たに、組織運営部会、大学のグローバル化に関するワーキング・グループ、短期大学ワーキング・グループ（※大学教育部会の下に設置）を設置し、集中的に審議を行った。  
このほか、
  - ・ 総会直属の高大接続特別部会を中心に検討が行われた高大接続の在り方に関しても審議を行うとともに、
  - ・ 平成 26 年 7 月の文部科学大臣諮問（「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」）以降は、年内の中教審全体としての答申とりまとめに向けて、国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し、高等教育機関における編入学の柔軟化について集中的に審議を行った。
- 第 7 期の大学分科会では、上記のような審議を経て、
  - ・ 平成 26 年 2 月に大学分科会として大学のガバナンスの在り方について審議まとめ（「大学のガバナンス改革の推進について」）をとりまとめたほか、平成 26 年 8 月に短期大学ワーキング・グループにおいて審議まとめ（「短期大学の今後の在り方について」）をとりまとめた。
  - ・ また、大学分科会での審議を経て、平成 26 年 12 月に中教審全体として、高大接続の在り方に関する答申（「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」）と、教育システムの在り方に関する答申（「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」）をとりまとめた。

このほか、大学設置基準等の改正に関し、具体的な結論を得たものについては、大学を取り巻く状況等に速やかに対応するため、以下のとおり、その改正について随時答申等を行った。

- ・国際連携教育課程制度（ジョイントディグリー）の創設（大学設置基準等の改正）
- ・地域医療再生計画の変更可能期間終了に伴う医学部入学定員増の規定の見直し（大学設置基準の改正）
- ・教職大学院における専任教員に関する特例措置（専門職大学院設置基準の改正）
- ・インターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化（大学通信教育設置基準の改正）
- ・学際領域の扱いの見直しや保健衛生学関係分野の見直しなど、質保証のための届出設置制度の改善（学位の種類及び分野の変更等に関する基準の改正）
- ・適格認定が厳格に行われることを目的とした法科大学院に係る認証評価の見直し（関係省令の改正）

## 2 個別の審議事項の審議の経過

### (1) 大学教育の質保証の充実

#### 【今期の審議状況】

- 各大学における大学教育の質的転換を促進するための質保証システムの在り方として、認証評価制度、大学設置基準、届出設置制度の改善について検討を行った。
- 認証評価制度については、平成30年度からの認証評価の第3サイクル（制度開始から7年ごとのサイクルとして3周目）に向けて、認証評価制度全体の在り方について検討し、「認証評価制度の改善に関する論点・検討課題」を整理した。  
(参考資料1参照)
- 大学設置基準については、抽象的基準の明確化や基準の一覧性の向上の観点から、サテライト・キャンパスや大学院大学等に関する基準の見直しを検討した。
- 届出設置制度については、大学設置・学校法人審議会における設置審査の見直しの検討を踏まえながら、質保証の充実の観点から、その見直しを検討した。具体的には、届出設置制度を悪用した組織改編の抜け穴的な事例等、平成15年の

設置認可制度の弾力化後の状況を踏まえ、学際領域の扱いの見直しや保健衛生学関係分野の見直しなど、質保証のための届出設置制度の改善に必要な制度改正の答申を行った。(参考資料2参照)

※当該答申に基づき、平成26年2月に、「学位の種類及び分野の変更等に関する基準」の改正が行われた。

### 【更に検討すべき課題】

- 認証評価制度については、「認証評価制度の改善に関する論点・検討課題」を踏まえ、下記の事項を中心にさらに具体的な改善方策の検討を行った上で、平成30年度からの第3サイクルに向けて、認証評価制度全体の改善を図ることが必要である。
  - ・ 高大接続改革（大学教育の質的転換、大学入学者選抜改革）等を推進するための評価の在り方（学修成果や内部質保証を重視した評価への発展・移行、各大学の個別選抜改革の取組に対する評価の推進等）
  - ・ 評価結果を活用した改善の促進（評価結果のフォローアップの仕組みの整備等）
  - ・ 認証評価機関の評価の質の向上（認証評価機関に対する評価の在り方等）
  - ・ 評価における社会との関係の強化（ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施等）
  - ・ 評価人材の育成
  - ・ 評価の効率化
- 大学設置基準については、引き続き、抽象的基準の明確化や基準の一覧性の向上の観点から見直しが必要な規定について検討を行うことが必要である。
- さらに、事前規制である設置基準の明確化とその基準に基づいて行われる設置認可制度の在り方、事後チェックである認証評価制度の在り方について、各制度の相互の連携や関係の整理をはじめ、大学教育の質保証に係る全体的なシステムの改善充実を図るための方策についても検討が必要である。

## （2）大学のガバナンスの在り方

### 【今期の審議状況】

- 学長のリーダーシップの確立、学長選考・業績評価、学部長の選考・業績評価、教授会の役割の明確化、監事の役割の強化等について審議し、「大学のガバナンス改革の推進について」（平成26年2月12日大学分科会審議まとめ）をとりまとめた。(参考資料3参照)  
※当該審議まとめの提言に基づき、教授会の役割や副学長の職務の見直し、国立大学法人の学長選考の透明化を図るための法律改正（学校教育法及び国立大学法人法の改正）が行われた。(参考資料4参照)

- さらに、
  - ・当該審議まとめで提言された、職員の資質向上（SD）、事務組織の見直し、高度専門職の設置
  - ・高大接続の在り方に関する答申で提言された、大学全体としての方針（入学者受入方針、教育課程編成・実施の方針、学位授与の方針）の一体的な策定について、大学設置基準等の改正に向けた検討を行った。

#### 【更に検討すべき課題】

- 大学分科会審議まとめ等の提言を踏まえ、上記の大学設置基準等の改正をはじめ、大学のガバナンスの推進のための具体的方策について引き続き検討が必要である。

### （３）大学のグローバル化の促進

#### 【今期の審議状況】

- 外国大学とのジョイントディグリーを可能とするための国際連携教育課程制度の創設について検討を行い、大学設置基準等の改正に関する答申をとりまとめた。  
※当該答申に基づき、平成26年11月に、国際連携教育課程制度の創設に係る大学設置基準等の改正が行われた（参考資料5参照）。
- また、ジョイントディグリーをはじめとした国際共同学位プログラムの設置・運営に関する運用や留意点についても検討を行い、平成26年11月に「我が国の大学と外国の大学間におけるジョイント・ディグリー及びダブル・ディグリー等国際共同学位プログラム構築に関するガイドライン」を策定した。
- さらに、我が国の高等教育における質保証を伴う学生の流動性の拡大に向けて国際的・戦略的視点に立った情報収集・発信の主体となる機能の強化について検討を行い、検討結果をとりまとめた（参考資料6参照）。

### （４）短期大学教育の在り方

#### 【今期の審議状況】

- 短期大学の課題、今後の短期大学の役割・機構の充実・再構築、機能別の振興方策等、短期大学の在り方について審議し、「短期大学の今後の在り方について」（平成26年8月6日大学教育部会短期大学ワーキンググループ審議まとめ）をとりまとめた（参考資料7参照）。

## (5) 大学院教育の在り方

### 【今期の審議状況】

- 第3次大学院教育振興施策要項（平成28年度から平成32年度の5年間）の策定に向けて、「グローバル化社会の大学院教育」（平成23年1月中央教育審議会答申）に基づく大学院の活動状況をフォローアップするため、各分野ごとのヒアリングを行った。

### 【更に検討すべき課題】

- 第3次大学院教育振興施策要項を27年度中に策定するために、下記の事項について更に審議を深めた上で、大学院教育の在り方に関する審議まとめをとりまとめることが必要。
  - ・学位プログラムに基づく大学院教育の確立
  - ・大学院における教育・研究の質の向上
  - ・世界的な大学院教育研究拠点群の形成
  - ・専門職大学院の質の向上

## (6) 法科大学院教育の改善

### 【今期の審議状況】

- 平成25年7月の法曹養成制度関係閣僚会議決定を踏まえ、法科大学院の規模や教育の質の向上の在り方等について議論を重ね、平成26年10月に、
  - ・入学定員の見直しなど組織見直しの推進
  - ・法学未修者教育の充実や共通到達度確認試験（仮称）の導入に向けた検討など教育の質の向上
  - ・優れた資質を有する志願者の確保の三つの観点から、法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策についての提言を取りまとめた（参考資料8参照）。

### 【更に検討すべき課題】

- 法科大学院を中核とする「プロセス」としての法曹養成制度を維持・発展させていくため、
  - ・政府における法曹養成制度に関する検討状況を踏まえた対応
  - ・上記提言にある検討事項の具体化などについて審議を行う必要がある（参考資料9参照）。

## (7) 国際化に対応した大学・大学院入学資格の見直し

### 【今期の審議状況】

- 我が国として留学生を積極的に受け入れ国際化を推進していく観点から、大学・大学院入学資格要件（12年又は16年の教育課程の修了）の緩和について検討し、制度改正の方針（大学入学資格：文部科学大臣が対象国を指定、大学院入学資格：認証評価を受けた3年以上の学士課程の学位を有している場合）について答申案をとりまとめた（総会において答申をとりまとめ）（参考資料10参照）。  
※本答申に基づき、関係告示の改正が行われる予定。

## (8) 高等教育機関における編入学の柔軟化

### 【今期の審議状況】

- 学習者が、その目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるように進路変更の柔軟化を図ることが必要という観点から、高等教育機関における編入学の柔軟化について検討し、高等学校専攻科からの大学への編入学に関する制度改正の方針について答申案をとりまとめた（総会において答申をとりまとめ）（参考資料10参照）。  
※本答申に基づき、学校教育法の改正が行われる予定。

### 【更に検討すべき課題】

- 職業能力開発施設からの大学への編入学は、大学における単位認定の状況を踏まえ、更に検討する必要がある。
- 大学への編入学全般の実績・効果・課題について検証し、質の確保・充実のための所要の改善について検討する必要がある。

## 認証評価制度の改善に関する論点・検討課題の整理について

### 1. 検討の背景・経緯

グローバル化や少子高齢化など社会の急速な変化の中で、産業構造の見直し、地域社会の再生、国際的競争力の強化など様々な課題解決が求められており、高度人材の育成を担う大学の役割は増大するとともに、大学教育の質に対する社会的要請はますます強くなっている。

大学の質保証については、旧来、専ら設置認可制度により質保証が図られ、設置後の質の確保は各大学の取組にゆだねられていたが、質保証システムの強化に関する国際的動向や、規制改革の流れの下での「事前規制から事後チェックへ」との考え方等を踏まえて、第三者評価制度である認証評価制度が導入された。

平成16年度の制度化により、各大学は7年ごと（専門職大学院は5年ごと）に評価を受けることが義務づけられ、現在は2巡目（制度開始から7年ごとのサイクルとして2回目）の評価が実施されているところである。

そのような中、現在の認証評価制度に対しては、法令適合性等の外形的な評価に基づく最低限の質の確認にとどまっており、評価を通じた質の向上の促進につなげていないとの指摘もある。

また、「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」（平成24年8月28日中央教育審議会答申）において、各大学における全学的な教学マネジメントの下での改革サイクルの確立等が提言される中で、各大学における大学教育の質的転換を促進するための質保証システムとして、認証評価制度の在り方を検討することが必要になっている。

さらに、「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26年12月22日中央教育審議会答申）において、高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜の一体的改革により、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性をもって多様な人々と協働する態度などの真の「学力」を育成・評価することなどが提言される中で、本答申を踏まえた、これからの時代に求められる大学教育改革や大学入学者選抜改革を促進するための認証評価制度の在り方を検討することが必要になっている。

このような中、各認証評価機関においては、学修成果や内部質保証を重視した評価の取組や各大学が特に重視する教育研究活動を評価する取組等も行っているが、大学教育の質的転換の促進とともに大学の質保証の一層の充実を図るため、平成30年度から始まる認証評価の第3サイクルに向けて、認証評価制度全体の在り方について検討し、必要な改善を行うことが求められる。

このため、これまでの中央教育審議会大学分科会大学教育部会等での議論を踏まえ、下記のとおり、認証評価制度の改善に関する論点・検討課題を整理する。次期の大学教育部会においては、本整理も踏まえつつ、さらに具体的な改善方策の審議を行った上で、認証評価制度全体の改善を図ることとする。

## 2. 論点・検討課題

### 【高大接続改革(大学教育の質的転換、大学入学選抜改革)等を推進するための評価の在り方】 (論点)

現在の認証評価制度では、法令適合性等の観点からの設置基準等に基づく教育研究環境(教員組織、教育課程、施設設備等)の確認・評価を行うとともに、認証評価機関が定める基準に沿って一律同様の評価を受けることとなっているが、最低限の質の確認のみならず、評価を通じて、大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革をはじめとした、高大接続改革を促進することが求められる。

#### (検討課題)

- 各大学の大学教育の質的転換や大学入学者選抜改革の取組を適切に評価し、更なる取組の充実につなげるための評価の在り方
- 学修成果や内部質保証(各大学における成果把握とそれによる改善等)を重視した評価への発展・移行
- 高大接続改革の方向性を踏まえた各大学の個別選抜改革の取組に対する評価の推進
- 特定の教育研究活動に重点を置いた評価とこのような評価を実施した場合の共通の評価項目の扱い(簡素化等)など、大学の多様性に対応した評価の推進
- 各大学が掲げる目的・水準等に対する評価(達成度評価)など、各大学の改革を支援するための評価の推進
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化(優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等)
- 関係団体の取組(JABEE等)の発展も含めた、分野別評価の推進

### 【評価結果を活用した改善の促進】

#### (論点)

現在の認証評価制度では、大学等には評価を受けることのみが課せられており(※)、評価結果を踏まえた改善については法令上規定されていない。大学教育の質的転換をはじめ、評価を通じた質の向上の促進を図るためには、評価結果を各大学の具体的な教育研究活動の改善につなげるための仕組みの整備が必要。

※法科大学院については、「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律(平成十四年十二月六日法律第百三十九号)」により、適合・不適合の判定を行うこととなっている。

#### (検討課題)

- 法令上の位置づけも含めた、評価基準等への適合・不適合の判定の仕組みの整備
- 評価結果のフォローアップの仕組みの整備(不適合判定に対する再度の評価等)
- 評価結果の各種取組への活用(各種補助金の応募条件における適合判定の要件化等)
- 各大学の評価結果に応じた次回評価の弾力化(優れた評価を受けた場合における、受審の期間や受審内容の特例等)【再掲】



## 【認証評価機関の評価の質の向上】

### （論点）

現在、文部科学大臣の認証後も、特別の事情がある場合には認証評価機関に対して国が一定の関与を行うことは可能であり（※）、また、評価の質の維持・向上の観点からの認証評価機関の取り組みについては、「認証評価の業務に従事する者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じていること」が認証の要件（細目省令）となっている。今後、学修成果や内部質保証を重視した評価をはじめ、より質の高い評価を実施するための評価手法の開発・改善が求められる中で、認証評価機関の評価の質を向上するための取組の促進が必要。

※「公正かつ適確な実施が確保されないおそれ」（学教法第111条第1項の報告等の徴収の要件）などに該当する場合にのみ国の関与あり。

### （検討課題）

- 認証評価機関に対する評価の在り方（メタ評価、認証評価機関の定期的なレビュー等）
- 認証評価機関における評価の質の向上の取組（複数の機関が連携した取組等の促進、法令上の位置づけ等）
- 先進的な評価手法の開発等、大学評価に関する調査研究の促進

## 【評価における社会との関係の強化】

### （論点）

現在の認証評価制度では、大学教員を中心としたピアレビューによる評価形式が取られ、教育研究活動に対する評価に必要な専門性は担保されているが、大学進学率の上昇や新規卒業者の多くを大学卒業者が占める状況において、大学に対する評価においても幅広い関係者の意見を踏まえることが求められ、また、併せて認証評価の取組を社会に十分に周知することが必要。

### （検討課題）

- ステークホルダーの視点を取り入れた評価の実施（高等学校や自治体、産業界など幅広い関係者の声を評価に反映するための仕組みの整備等）
- 評価を通じて把握した各大学の特色ある取組も含め、認証評価機関の取組の社会への情報発信の促進

## 【評価人材の育成】

### （論点）

認証評価制度の導入も相まって、大学に対する評価は根付きつつあるものの、評価制度の安定的な運用とさらなる発展のためには評価人材の育成が必要。

### （検討課題）

- 複数の機関が連携した取組も含めた、評価人材の育成や専門的知見の継承のための取組の促進

## 【評価の効率化】

### （論点）

大学等は複数の評価等への対応が求められており、大学等の「評価疲れ」も指摘されている中、認証評価制度をさらに発展させていくためにも、評価を受ける大学等の作業を効率化するための取組が必要。

### （検討課題）

- 大学ポートレートデータの活用も含め、評価における公表資料や既存資料の活用の促進
- 他の評価制度（国立大学法人評価等）と連携した評価業務の効率化
- 情報公表に積極的に取り組む大学等に対する評価の特例（簡素化等）

## 1. 制度概要及び現行制度上の課題

(1)届出制度について:学部等の設置において、学位の種類又は分野の変更を伴わないものについては、既存の教員等の活用によって一定の質の担保が可能である場合、認可の例外として文部科学大臣に予め届出することによって設置が可能(学校教育法第4条第2項等)

(2)現行制度における課題:

・既存の教員等の活用では「対応困難」と考えられるものまで届出の対象となっており、質保証の観点から大きな課題がある(\*本来、届出制度の趣旨から排除すべきものが、規定の不整備によって排除し切れていない。そのため、認可審査を避けるための「抜け穴」的に使用されるということが起こりうる。

## 2. 現行制度における抜け道

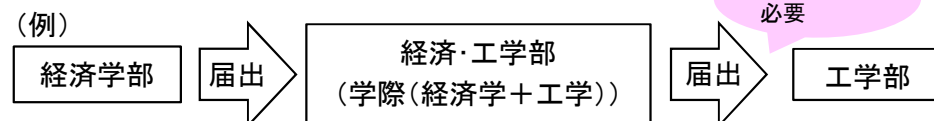
(1)目的養成分野の取扱いにおける抜け道:

・「保健衛生学関係」は、「保健衛生学関係」(放射線技師、鍼灸、柔道整復師等)、「看護学関係」(看護師・助産師・保健師)、「リハビリテーション関係」(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)等、学問分野の括り方が大きいため、本来なら、専門分野が大きく異なるもの、教員組織の質に懸念があるものが届出制度で設置ができてしまうという制度上の抜け穴がある。



(2)学際分野の取扱いにおける抜け道:

・学際分野の見なし規定で、2段階の届出設置で、本来なら認可が必要となるような、全く異なる分野のものをすることができてしまうという制度上の抜け穴がある。



## 3. 見直しの方向性

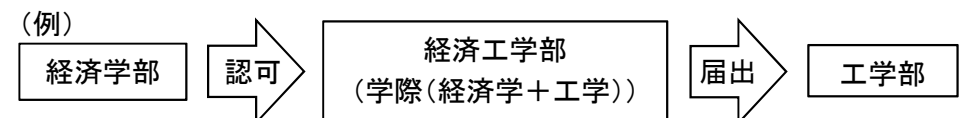
(1) 目的養成分野の取扱いの見直し:

保健衛生学分野を、「看護学関係」(看護師等)、「リハビリテーション関係」(理学療法士等)、及び「その他保健衛生学関係」(柔道整復師等)に3分割する。



(2) 学際分野の取扱いの見直し:

- ①基本的に主たる分野で判定する。
- ②複合分野が明確であるものは、学際分野ではなく、各分野の複合体として取り扱う。この時、大学全体として学位の分野が増える場合は届出を認めない。
- ③分割できない学際分野(教養学部等)で、専任教員数が2分の1以上である等、既存の組織を基にした計画である場合は、届出を認めること。



- 「知識基盤社会」の到来、ICTの普及、急速なグローバル化の進展をはじめとする社会環境の急激な変化
- グローバル人材の育成、イノベーションの創出、経済再生、地域再生・活性化等、大学に対する社会からの期待の高まり

各大学が、国内・国外の大学間で競い合いながら人材育成・イノベーションの拠点として、教育研究機能を最大限に発揮していくためには、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学をマネジメントできるガバナンス体制の構築が不可欠。

- ◇ **各大学**は、主体的・自律的にガバナンス体制の**総点検・見直し**を行い、教育・研究・社会貢献の機能を最大化。  
学長のリーダーシップの下で、大学の強みや特色を生かしていくことができるようなガバナンス体制の構築
- ◇ **国**は、学長のリーダーシップの確立と教職員の意識改革のため、**効果的な制度改正**と**メリハリある支援**を実施。
- ◇ **社会**は、大学と積極的に関わり、**学長のリーダーシップ**を後押し。

大学

## 1. 学長のリーダーシップの確立

**【学長補佐体制の強化】**総括副学長の設置、高度専門職の創設、SD・IRの強化、大学運営会議等の活用

**【人事】**ポストの再配置、選考の適正性の確保、業績評価に応じた給与制度

**【予算】**学長のビジョンに沿ったメリハリある予算編成・配分、学長裁量経費の確保

**【組織再編】**ぶれない改革方針と客観的データによる説明を通じて、学長が責任を持って改革を推進

## 2. 学長の選考・業績評価

◆選考組織が主体性を持って大学のミッション、求められる学長像を示し、候補者のビジョンを確認して決定

◆安定的な運営ができる学長任期の設定

◆学長選考組織や監事による学長の業績評価、不適格者の解任

## 3. 学部長等の選考・業績評価

◆学長のビジョンを共有できる学部長等の任命  
◆学長による学部長等の業績評価

## 5. 監事の役割の強化

◆ガバナンスの監査  
◆監事の常勤化を推進

## 4. 教授会の役割の明確化

◆教育課程編成、学生の身分、学位授与、教員の教育研究業績審査等を審議  
◆設置単位の再点検  
◆審議事項の透明化

大学評価、経営組織と教学組織の関係整理、FD・SD、人材流動性、執行部人材育成、情報公開

### <国公立共通の支援>

- ☆制度改正を通じた支援(所要の法令改正)
- ☆予算を通じた支援(学長裁量経費の拡充、ガバナンス改革の支援、補助事業の要件化)
- ☆評価、監査、大学団体等との協力

●教授会の審議事項の明確化  
●高度専門職の創設 等

制度改正

### <国立大学法人への支援>

- ☆国立大学改革プランの確実な実施(ミッション再定義、改革構想(組織再編、資源再配分)への重点支援、年俸制等の導入等)
- ☆第3期中期目標・中期計画においてガバナンスにつき明記

●監事機能の強化 等

制度改正

社会

学長のビジョンへの理解、物心両面からの支援

# 学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律について(概要)

参考資料4

## 趣 旨

大学運営における学長のリーダーシップの確立等のガバナンス改革を促進するため、副学長・教授会等の職や組織の規定を見直すとともに、国立大学法人の学長選考の透明化等を図るための措置を講ずる。

## 概 要

### 1. 学校教育法の改正

#### <副学長の職務について> 第92条第4項関係

- ・副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどることとする

#### <教授会の役割について> 第93条関係

- ・教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定を行うに当たり意見を述べることとする
- ・教授会は、学長及び学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長及び学部長等の求めに応じ、意見を述べるができることとする

### 2. 国立大学法人法の改正

#### <学長選考の基準・結果等の公表について> 第12条関係

- ・学長選考会議は学長選考の基準を定めることとする
- ・国立大学法人は、学長選考の基準、学長選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、遅滞なく公表しなければならないこととする

#### <経営協議会> 第20条第3項、第27条第3項関係

- ・国立大学法人等の経営協議会の委員の過半数を学外委員とする

#### <教育研究評議会> 第21条第3項関係

- ・国立大学法人の教育研究評議会について、教育研究に関する校務をつかさどる副学長を評議員とする

#### <その他> 附則関係

- ・新法の施行の状況、国立大学法人を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずる

## 施行期日

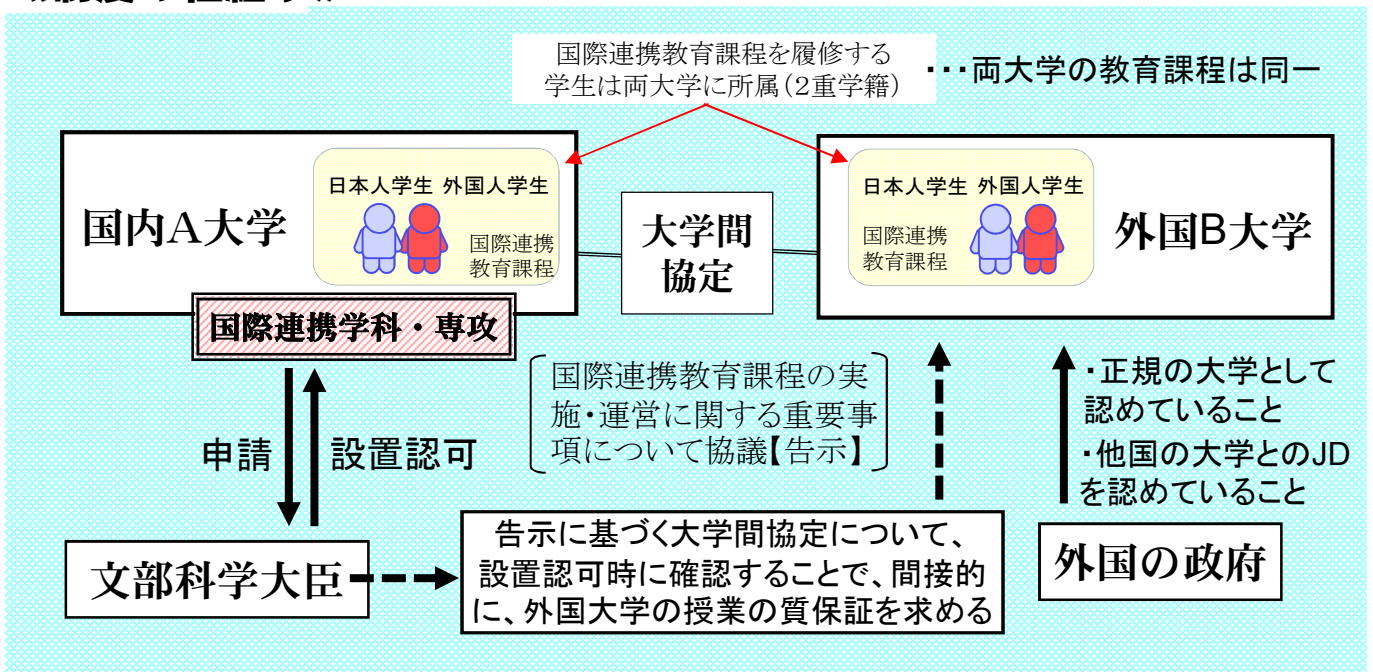
平成27年4月1日

## 《制度の概要》

- 我が国の大学と外国大学が連携して教育課程を編成した場合、両大学が連名で学位記を出せるとする。（\*我が国の大学が授与する学位に外国大学名を付すことができるものとして整理する。）
- 我が国の大学に、外国の大学と連携して教育課程（国際連携教育課程）を編成する学科・専攻（国際連携学科・専攻）を設置し、設置認可の対象とする。
- 国際連携教育課程を編成する場合、連携する外国大学の授業科目について単位互換ではなく、自大学で開講したものとみなす仕組みを新たに創設する。
- 卒業要件は、我が国の大学で修得すべき単位の半分以上、外国大学で4分の1以上（学部の場合）を修得することとする。また、共同して授業科目を開設する「共同実施科目」（任意）を設けた場合、いずれかの単位としてみなすことができる仕組みとする。

外国大学と連携した教育課程を編成し、1枚の学位記に連名で学位を授与

## 《制度の仕組み》



- 国際連携学科・専攻の収容定員は、母体となる学部・研究科の収容定員の内数で上限2割とする。国際連携学科・専攻には、その収容定員の規模にかかわらず1名の専任教員が必要となるほかは、母体となる学部等の専任教員が兼ねることができることとし、施設・設備の共用も可能とする仕組みとする。
- 設置認可に際しては、大学設置・学校法人審議会に専門の審査組織を設け、迅速な設置認可を行うこととする。

## 我が国の高等教育における質保証を伴う学生の流動性の拡大に向けて 国際的・戦略的視点に立った情報収集・発信の主体となる機能の強化について

平成 26 年 12 月  
中央教育審議会大学分科会  
大学のグローバル化に関する  
ワーキンググループ

### 1. はじめに

- これまで政府においては、「日本再興戦略」(平成 25 年6月閣議決定)等において日本人留学生の倍増や留学生 30 万人計画の実現等を掲げている。本提言は、このような目標を実現するに伴って我が国の大学等が直面すると想定される具体的な課題を整理し、その対応に際して特に情報収集・発信について政府・大学・民間等が果たすべき役割についてまとめたものである。

### 2. 背景

#### (1)高等教育における学生の流動性の拡大

- 近年、高等教育のグローバル化は急速に進展しており、特に学生の流動性については、2000 年には 207 万人であったのが 2012 年には 453 万人になり、2025 年には 770 万人におよぶと推定される<sup>1</sup>など、世界的な比較の尺度として大学ランキング等が参照され、より良い教育研究環境を求めて世界規模で学生が移動し学ぶ傾向が高まっている。
- 我が国の高等教育は、明治期の制度創設以降、これまで母国語による学問の発展や知の蓄積を遂げ、世界トップレベルの教育研究を実現するに至っているが、今後、高等教育のグローバル化や学生の流動性の拡大に対応し、高等教育の世界的・アジア的拠点を我が国に形成し、多様性のある大学キャンパスを実現するためには、各国以上に戦略的な取組が必要となる。  
特に、我が国においては、平成 20 年度に「留学生 30 万人計画」を掲げ、積極的な留学生獲得施策を展開しているところであり、各国が優秀な留学生の確保にしのぎを削る中にあるのは、単に留学生施策を充実させるだけでなく、我が国の高等教育の質の高さや魅力についてより戦略的に発信していくことが求められている。

<sup>1</sup> OECD “Education at a Glance”

## (2)学生の流動性の拡大に対応するために世界的に行われている取組

- 学生が国境を越えて学ぶ際、支障なくその学びを継続するためには、過去に取得した学位等が、他国においても公平・公正に取り扱われることを各国は確保する必要がある。

こうしたことから、例えば欧州においては、「欧州地域における高等教育の資格の認定に関する条約」(通称「リスボン条約」)が1997年に採択されて1999年に発効し、①実質的相違が認められない限り、外国学位等を自国の学位等と同様に扱うこととし、学生が安心して国境を越えた学修に臨めるようにするとともに、②自国に向けては他国で取得された学位等の認定に係る情報を提供し、他国に向けては自国の学位等の高等教育の資格並びに教育制度等について正確な情報を発信するナショナル・インフォメーション・センター(NIC)の設置等を通じて、受入れ国・大学が円滑に留学生を受け入れるための体制を整備するなどしている。(アジア太平洋地域においても同様に、通称「地域条約」が改正され、「ユネスコ高等教育の資格の認定に関するアジア太平洋地域条約」(通称「東京条約」)が2011年に採択されたが、批准国数が規定数を満たしていないため、いまだ発効はしていない。)

また、欧州においては、学位取得者の学修内容を共通の様式で示す学位証書補足資料(ディプロマ・サプリメント)を導入し、学修内容の透明性・比較可能性を高めることにより、国境を越えた学修者について、学位等の高等教育の資格の認定等が円滑に行われるよう体制を整備している。

- また、国によって異なる単位数の換算を容易にし、学生の国境を越えた移動を容易にするための取組が地域単位で推進されており、欧州においてはECTS(European Credit Transfer and Accumulation System)が、アジア地域においてはUCTS(UMAP Credit Transfer Scheme)やACTS(ASEAN Credit Transfer System)の活用が推進されている。
- このほか、国境を越えた学修や就業の拡大に対応するため、欧州においては各国の様々な資格間の「翻訳機能」を持ち、域内の資格の比較対照を可能とする共通枠組み(EQF: European Qualifications Framework)を策定し、異なる国の異なる教育・訓練制度において取得された資格を学修者・卒業者・教育訓練機関等が比較できるように体制整備を進めている。また、ASEANにおいても同様に共通枠組み(AQRF: ASEAN Qualifications Reference Framework)の策定に向けた検討が進められており、各地域で学生等の流動性の拡大に対応する取組が進められている。

## (3)外国人留学生増加に伴う受入れ審査業務の増大

- 我が国における外国人留学生の数は、2000年に約6万4,000人であったのが、



2013年には約13万5,000人におよぶ<sup>2</sup>など、近年急速に増加している。また、派遣国の約9割は母国語が多様なアジア地域となっている。

このような状況の中、受入れ大学においては、留学希望者の申請資格要件に係る審査を円滑に行うために、各国の高等教育を含む教育制度全般に関する正確な情報や、他国の異なる教育・訓練制度において取得された資格の同等性や証明書の真正性を評価する審査に際してのノウハウ・経験が必要となっている。

これは、世界的にも“Foreign Credential Evaluation (FCE)”と呼ばれ、学生の流動性拡大に伴う重要な業務として位置づけられるようになっており、大学における審査業務を支援する取組が、一部の公的機関や民間団体により提供されている。

### 3. 現状と課題

○ このような中、世界を移動する学生を積極的に我が国に呼び込むとともに、我が国の学生の流動性を高めていくためには、我が国の高等教育に関する情報を正確かつ分かりやすい形で提供するだけでなく、戦略的に発信していくことが重要となっている。また、外国学位等を自国の学位等と同様に取り扱い、学生が安心して国境を越えた学修に臨めるようにするためには、各大学がその同等性を評価し認定する上で必要な外国の教育制度や政策動向についても正確かつ時宜を得て把握していくことが重要となる。

○ 我が国の高等教育に関する情報発信に関し、外国人留学生向けの情報については、(独)日本学生支援機構による一元的な情報発信体制がある程度確立されている。一方、その他の高等教育関係者(外国の政府・各大学・質保証機関等)に対しては、これまで文部科学省の各部局や(独)大学評価・学位授与機構等がそれぞれ、国内外の様々な対象者に向けてウェブサイト等を通じて英語で情報を発信しているが、一元的かつ戦略的な情報発信という面からは、十分な体制が整えられていない。特に、我が国の学位等の高等教育の資格のみならず、大学以外の高等教育機関や中等教育機関で取得された資格に関する情報が正確に伝わっていないこと等により、各国の大学において我が国の学位等を取得した学生の受入れ審査手続に時間を要している場合があるなどの指摘がある。

政府として、2020年までに我が国の大学生等の海外留学生数を6万人から12万人に倍増させることを目標に掲げている中で、今後は、日本人学生を受け入れる立場にある外国の高等教育関係者に対し、我が国の学位等の資格並びに教育制度等に関する正確な情報を一元的にかつ時宜を得て発信できるよう機能強化することが重要である。特に、各国の大学、NIC及び質保証機関等が我が国の高等教育制

---

<sup>2</sup> (独)日本学生支援機構「外国人留学生在籍状況調査」

度への理解を深めることは、当該国内全体における理解の深化につながることから、ウェブサイト上での情報発信だけでなく、各国の NIC や高等教育関係者等に対して戦略的・積極的に情報発信を行うとともに、相互の協力体制を築いていくことが肝要である。

- 外国学位等の認定等に係る情報収集の現状について、「『外国での学修履歴の審査』及び『海外で修得した単位の認定』に関する実態調査」(平成 26 年(独)大学評価・学位授与機構)によれば、出願資格の確認等の業務に当たり、情報源の確保に困難又はやや困難を抱えている大学は約8割に上っており、第三者機関に期待する情報提供の内容として多く挙げられたのは、①一般的な教育制度(学校制度系統図、教育機関種別、学位制度等)、②標準修業年限等となっている。

また、単位認定の審査過程で利用する情報として多く挙げられたのは、①当該大学(学部・研究科)に在籍する教員への照会、②当該部署の担当者の経験と知識、③各大学教員・職員の知見の蓄積、に頼っているという状況である。

第三者機関に期待する情報提供の内容としては、①一般的な教育制度(学校制度系統図、教育機関種別、学位制度等)、②履修制度(単位制度、成績評価基準、GPA 制度)等が挙げられている一方、出願者が取得している資格(学位等)の諸外国における位置づけや海外資格と日本国内の資格(高校卒業資格/学位等)との同等性を判断するための情報に対する関心は必ずしも高くない。これは、これまで我が国の大学においては渡日前入試及び入学許可等が積極的になされてこなかったこと等を背景として、諸外国においては重要な業務として認識されている FCE が、我が国の大学において十分に根付いていないことを示していると言える。

しかしながら、全学的に国際化を推進している一部の大学においては、留学希望者の申請資格要件に係る審査を円滑に進めるため、外国学位等の我が国の学位等との同等性や証明書の真正性を評価する業務が増しており、民間団体からの支援を受ける動きも出始めている。

今後「留学生 30 万人計画」の実現に向け、より多くの大学がより多様な形態で様々な国から留学生をより円滑に受け入れるためには、大学ごとの知見の蓄積に頼るだけではなく、国全体として各国の高等教育制度に関する主要な情報を蓄積し、共有していくための体制整備が不可欠である。このことは、先に制度化されたジョイント・ディグリーを可能とするための国際連携教育課程制度を我が国で普及していくに当たっても、基礎的な体制整備の一つとして求められるものである。

- このほか、外国学位等の認定に当たって有益な情報収集については、先述のとおり NIC の設立や単位換算スキーム、域内共通資格枠組みの策定等、世界の国・地域で様々な取組が進められているところであり、我が国がそのようなルール作りの

段階から戦略的に関与していくためには、各国・地域の政策動向に関する情報収集機能を強化するとともに、各国の NIC と信頼関係及び協力体制を築くことが必要である。

#### 4. 今後取るべき方策

○ 世界的潮流に合わせ、我が国の大学における学生の流動性を今後一層向上させるためには、国、大学、民間団体等が適切な役割分担の下に連携し、我が国の高等教育に関する情報について戦略的に発信していくとともに、外国の高等教育に関する情報について正確かつ時宜を得て収集していくことが必要である。

○ 我が国の高等教育に関する情報発信について、今後国は、各国の大学や NIC、質保証機関をはじめとした高等教育関係者に対し、一元的・戦略的な情報発信ができるよう、適切な体制を整備することが求められる。特に、東京条約の批准に当たっては我が国も NIC を設置することが必須となることから、各地域条約に基づく各国の既設 NIC を参考に、国を代表して情報を発信する主体を、独立行政法人等の公的機関が担うことをはじめとして早急に整える必要がある。同時に国は、東京条約について、早急に批准を実現し、率先してアジア太平洋地域の学生の流動性の拡大に伴う高等教育の質保証に寄与すべきである。また、我が国への留学希望者向けの情報発信については、我が国の大学における外国語によって学位が取得可能な課程等に関する情報等の発信が大学や民間の努力において既に進められてきていることから、国はこれらとの適切な連携を図ることも有効である。

なお、各大学においては、教育研究の連携先・留学先として魅力ある機関であることを、質保証に関する取組実績等も含めて主体的に情報発信していくことが期待される。また、自大学の修了者等が安心して国境を越えた学修等に臨めるよう、学生が取得した学位等の資格や学修内容等について国際的な透明性・比較可能性を高めるための取組を行っていくことが期待される。

○ 外国の高等教育に関する情報収集については、我が国の高等教育における学生の流動性の一層の拡大に向けて、国全体として各国の学位等の高等教育の資格並びに教育制度に関する主要な情報を蓄積し、共有していくための体制整備が必要である。具体的には、既存の各機関等の果たしている役割を踏まえ、人的リソースの充実やネットワーク化なども視野に入れて、情報収集業務の主体となる機関について、具体的検討を進める必要がある。

また、外国学位等と我が国の学位等との同等性の評価及び認定に係る各大学における審査業務を支援する体制については、中核的なデータベースの整備につ

いては国による支援を行いながら、スーパーグローバル大学創成支援事業採択校等、我が国の留学生受入れにおいて中心的な役割を果たしている大学・関係機関が協力して開放的な形のコンソーシアムを形成して対応をしていくことが考えられる。ここでは例えば、外国学位等の同等性の評価に関する各大学の既存データや蓄積されたノウハウの共有、データベース化による活用、外国学位等の評価業務に関する研修、大学間での情報交換や合同研修等を行うことが考えられる。これにより、各大学において外国学位等の評価業務をより円滑に遂行するための能力が向上していくことが期待される。

- 改めて、世界においては NIC の設立や単位換算スキーム、域内共通資格枠組みの策定等、国・地域単位で様々な取組が進められているところであり、我が国として、各国・地域の高等教育政策動向を適時・適切に把握しそのようなルール作りの段階から戦略的に関与すると同時に、責任ある体制の下で適切な情報の発信を行うことにより、積極的に学生の流動性の拡大に必要な世界の高等教育の質保証に貢献していくべきである。

## 【我が国の短期大学の特長】

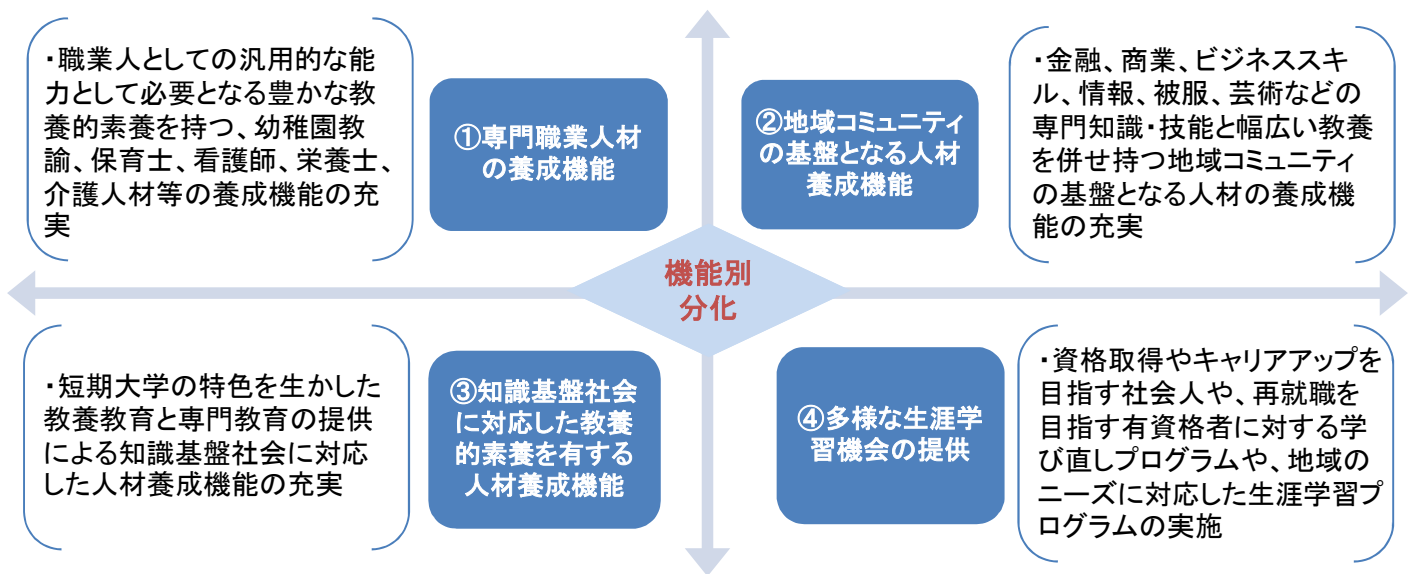
- ・**学位が取得できる短期高等教育機関**  
→「短期大学士」の取得と次の段階の高等教育に接続が可能な制度であること
- ・**教養教育と専門教育のバランスの取れた高等教育機関**  
→教養科目と専門科目を体系的に編成した教育課程を展開していること
- ・**職業能力を育成する高等教育機関**  
→職業資格の取得と教養に裏打ちされた汎用的職業能力を育成していること
- ・**小規模できめ細かい教育を行う高等教育機関**  
→少人数教育、担任制度など特色ある学生指導を実施していること
- ・**アクセスしやすい身近な高等教育機関**  
→地域コミュニティに密着し、地元との関連性が強い教育研究活動等を行っていること
- ・**教育の質が保証された高等教育機関**  
→国の設置認可と認証評価制度が導入されていること

## 【課題】

- ・学生・社会のニーズを踏まえた検討の必要性
- ・短期大学の位置付けの明確化
- ・産業界・自治体と連携した地域コミュニティの中核機能の確立
- ・学生に対する支援の充実
- ・短期大学の教職員の資質と能力の向上

## 【短期大学における当面の機能別振興方策】

- 短期大学の特長な教育機能をより伸長させ、我が国の高等教育機関としての位置付けを再構築するため、短期大学自らが改革に取り組むとともに、国はそれぞれの短期大学の特色に応じた機能別分化を推進。



必要な基盤経費を確保しつつ、**自ら機能を選択し**、社会的要請に応える  
先導的な取組を行う短期大学について国による支援

- ① **産業界・自治体等と連携して専門職業人材を地域に輩出する短期大学の支援**  
→人材養成ニーズに的確に対応した人材養成機能の整備を支援
- ② **地方創生のリード役となる短期大学の支援**  
→地方創生・地域活性化に直結する教育研究や地域貢献活動、専攻科等の非学位課程も積極的に活用した生涯学習事業の立ち上げを支援
- ③ **大学に進学することを前提としたファーストステージ教育を行う短期大学の支援**  
→短期大学の特色を生かした高等教育の「ファーストステージ」としてのモデルとなる機能を構築する取組を支援

地方の創生  
女性の活躍  
高等教育の機会均等の確保

## 「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」概要

これまでの改革の**成果と現状**

- 法科大学院での教育を経た者が、社会の様々な分野で活躍はじめている一方、司法試験の合格状況や入学者選抜状況などに深刻な課題を抱える法科大学院も少なからず存在。
  - 上記課題の解決に向けた取組の結果、抜本的な組織見直しが進むなど**一定の改善**が見られる。
- しかし
- 入学志願者の減少傾向が続くなど、法科大学院を中核とする**プロセスとしての法曹養成制度はなお危機的な状況**。

今後目指すべき**法科大学院の姿**

- **あるべき法曹像やその規模についての共通理解**を確立した上で、法科大学院の目指すべき姿を早急実現すべく改革に取り組むべき。
- 高い教育力を持つ法科大学院が全国的に配置され、多彩な教育を展開することで、学生が司法試験合格のみならず、**将来の実務を視野に入れた教育**を享受できる環境を整備し、社会のニーズに応え、グローバルに活躍できる法曹など、**法律実務に携わる高度専門職業人が多数輩出**。
- 法学未修者が**法律を着実に学ぶ取組**の充実や、学部教育の充実と併せて優秀な学生が**より短期間で法曹になる途の確保**、困難な経済的事情を有する学生等への**経済的支援**の充実が望まれる。

今後取り組むべき**改善・充実方策**① **組織見直しの推進**について

⇒ これからの組織見直しについては、課題が深刻な法科大学院の組織見直しの促進から、**法科大学院全体の体質強化**を目的とするよう改めた上で、更に推進していくべき

- 我が国において将来的に見込まれる法曹需要を基にして、司法試験の累積合格率7~8割を目指せるような定員規模を検討・明示。それまで当面の間は、公的支援の見直し等を通じて、全体の入学定員を3,000人から更に削減。
- 上記目標の下に、抜本的な組織見直しを更に促進すべきであるが、その際、地方在住者や社会人が法曹を目指すことのできる環境の確保にも配慮。

② **教育の質の向上**について

⇒ 以下の方策を実行することを通じて、法科大学院教育における「**プロセス教育の確立**」を目指すべき

- 法律基本科目の配当年次拡大や単位数増加など法学未修者教育の充実、共通到達度確認試験(仮称)の導入、司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じて、法曹として不可欠な基本的知識・理解の修得を徹底。
- 法律実務に関する基礎教育の充実、国際化への対応など特色ある教育活動の展開、法科大学院の教育資源を活用した継続教育の実施など、教育内容を充実。
- 客観的指標を活用した一層厳格な認証評価の実施、FD活動の充実や法学分野における教員のキャリアパスの在り方の検討などを通じて、教育の質を確保。

③ **優れた資質を有する志願者の確保**について

⇒ 志願者の確保に向けて、学生の**ニーズにきめ細やかに対応する取組**と併せて、**積極的な広報活動**に努めるべき

- 授業の充実や自学自習のための指導に努めるなど、きめ細やかな教育指導を実施。
- 加えて、飛び入学制度等を活用した時間的負担の軽減、法曹養成に特化した経済的支援、ICTを活用した教育連携・教材開発、広報活動の展開などを通じて、優れた資質を有する志願者を確保。

法科大学院教育と司法試験・司法修習との**有機的な連携**の在り方

⇒ 法科大学院改革を実効性あるものとするため、**プロセス養成の基本理念に立ち返った改革**を同時に進めるべき

- 法科大学院の教育内容と司法試験や司法修習との有機的な連携が更に図られていくことが望まれる。
- 特に予備試験については、運用実態が制度創設時に想定されていないものとなり、法科大学院教育への影響が顕著であるため、制度改正を含めた抜本的な見直しを速やかに進めていくことが望まれる。

## 今後の審議の基本的な方向性について（案）

法科大学院を中核とするプロセスとしての法曹養成制度については、政府における検討が継続中であることから、第8期法科大学院特別委員会では、以下のように、政府の法曹養成制度改革顧問会議等の検討状況に応じて中教審でも検討が求められる事項に加え、組織見直しの促進や教育の質の向上をはじめ引き続き検討が必要な事項等について検討し、法科大学院教育の改善・充実にに向けた専門的な調査審議を行うことが望ましいと考えられる。

- 政府の法曹人口調査の結果を踏まえ、法曹養成制度の安定化に向けて、法科大学院全体として目指すべき入学定員の規模の在り方など、組織見直しの促進について引き続き検討を行う。
- 政府の法曹養成制度改革顧問会議等において、課題が深刻で改善の見込みがない法科大学院について組織見直しを促進するため必要な法的措置の在り方など、改革に関する検討や提言がなされた場合、それを踏まえた法科大学院の更なる改革について検討を行う。
- 法科大学院における教育環境の充実につながるような設置基準等の在り方など、法科大学院教育の質の向上について引き続き検討を行う。
- 地方在住者や社会人による法科大学院へのアクセスの確保や、法曹養成に必要な時間的負担を軽減する方策など、法科大学院の学習環境の整備について引き続き検討を行う。
- 第7期中に取りまとめた提言に基づき、今後、文部科学省が取り組む法科大学院改革の進捗状況の把握及びその効果の検証等を行う。

# 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）【骨子】

## 教育再生実行会議 第五次提言

### 【平成26年7月29日 諮問事項】

(1) 小中一貫教育の制度化をはじめとする学校間連携の一層の推進について

- ① 小中一貫教育の制度化とその総合的な推進方策（教員免許制度の在り方を含む）

(2) 意欲や能力に応じた学びの発展のための高等教育機関における編入学等の柔軟化について

- ② 大学への飛び入学制度の実態等を踏まえた高等学校早期卒業
- ③ 大学・大学院入学資格要件（12年又は16年課程修了）の緩和
- ④ 大学編入学資格の弾力化（高等学校専攻科、職業能力開発大学校・短期大学校等からの大学編入学）

### 【答申】

子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な制度とする下記改正を行い、他の教育改革とあいまって、子供たちが十分な知識や技能を身につけ、十分な思考力や判断力、表現力を磨き、主体性をもって多様な人々と協働できるよう、子供の能力や可能性を引き出し、自信を育む教育の実現を図る。

- ① 小中一貫教育学校（仮称）  
小中一貫型小学校・中学校（仮称）  
の制度を創設

（小中一貫教育の実施に必要な教職員定数の措置や、施設整備の支援をはじめとする推進方策を実施）

#### 免許は小・中併有が原則

（当面、小学校又は中学校の免許状を持つ者は相当する課程の指導を可能としつつ、両免許状の併有促進や、小学校段階で専科指導が一層促進されるための措置を検討）

- ② 飛び入学者について、大学での単位修得をもとに、高等学校卒業と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定。

- ③ 文部科学省が対象国を指定して大学入学資格を認める。認証評価を受けた3年以上の学士課程卒の留学生については、大学院入学資格を認める。

- ④ 高等学校専攻科については、授業時間数等の基準と、評価の仕組み等により質を担保し、大学への編入学を認める。

（職業能力開発大学校等からの編入学は、大学における単位認定の状況を踏まえ必要に応じ見直し）



# 小中一貫教育の制度設計

## ◎ 制度設計のポイント

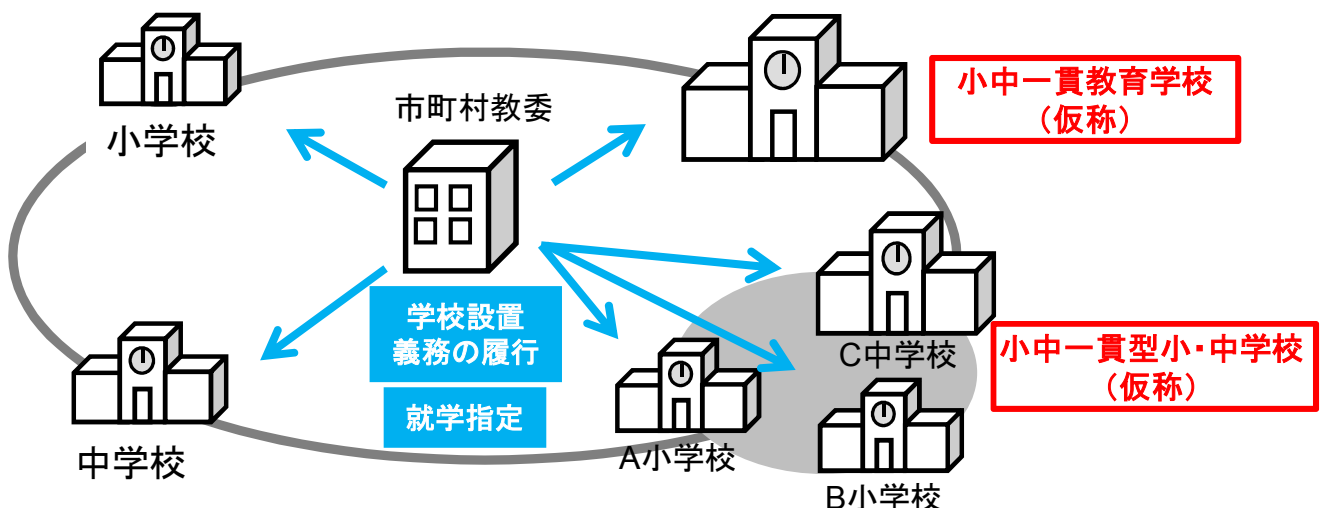
- ・1人の校長の下、原則として小中免許を併有した教員が9年間の一貫した教育を行う新たな学校種を学校教育法に位置付け(小中一貫教育学校(仮称))
- ・独立した小・中学校が小中一貫教育学校(仮称)に準じた形で一貫した教育を施すことができるようにする(小中一貫型小・中学校(仮称))
- ・既存の小・中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象とする。(市町村は全域で小中一貫教育を行うことも可)
- ・既存の小・中学校と同様、市町村教委による就学指定の対象校とし、入学者選抜は実施しない。

## ◎ 小中一貫教育の2つの類型

	小中一貫教育学校(仮称)	小中一貫型 小学校・中学校(仮称)
修業年限	・9年 (ただし、転校の円滑化等のため、前半6年と後半3年の課程の区分は確保)	・小・中学校と同じ
教育課程	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成 ・小・中の学習指導要領を準用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(一貫教育の軸となる新教科創設、指導事項の学年・学校段階間の入れ替え・移行)	・9年間の教育目標の設定、9年間の系統性を確保した教育課程の編成(※) ・小・中の学習指導要領を適用した上で、一貫教育の実施に必要な教育課程の特例を創設(小中一貫教育学校(仮称)と同じ)
組織	・1人の校長 ・一つの教職員組織 ・教員は原則小・中両免許状を併有 (当面は小学校免許状で小学校課程、中学校免許状で中学校課程を指導可能としつつ、免許状の併有を促進) <small>(制度化に伴う主な支援策) 9年間に適切にマネジメントするために必要な教職員定数の措置</small>	・学校毎に校長 ・学校毎に教職員組織 (学校間の総合調整を担う者をあらかじめ任命、学校運営協議会の合同設置、校長の併任等、一貫教育を担保する組織運営上の措置を実施)(※) ・教員は各学校種に対応した免許を保有 <small>(制度化に伴う主な支援策) 小中一貫教育の円滑な実施のための教員加配を措置</small>
施設	・施設の一体・分離を問わず設置可能 <small>(制度化に伴う主な支援策) 施設一体型校舎や異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援</small>	・施設の一体・分離を問わず設置可能 <small>(制度化に伴う主な支援策) 異学年交流スペースなど、小中一貫教育に必要な施設整備を支援</small>

## ◎ 制度化後のイメージ

(※) 通常の小・中連携と区別するため、これらの事項は要件化

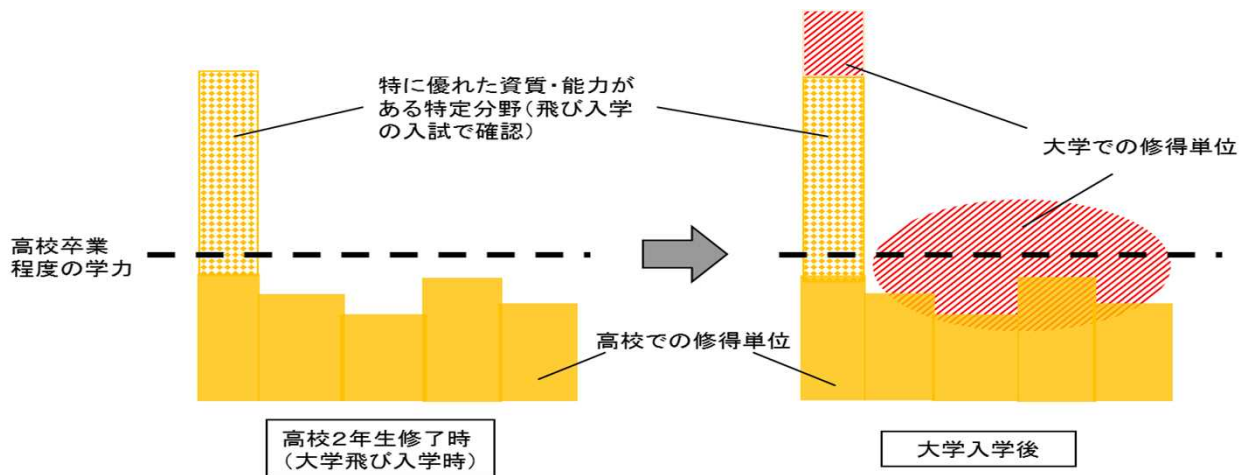


# 飛び入学者に対する高等学校の卒業程度認定制度の創設

## 教育再生実行会議第五次提言

能力や意欲に応じて学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、**大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて、高等学校の早期卒業を制度化する**

飛び入学者について、大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校において3年の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定する。



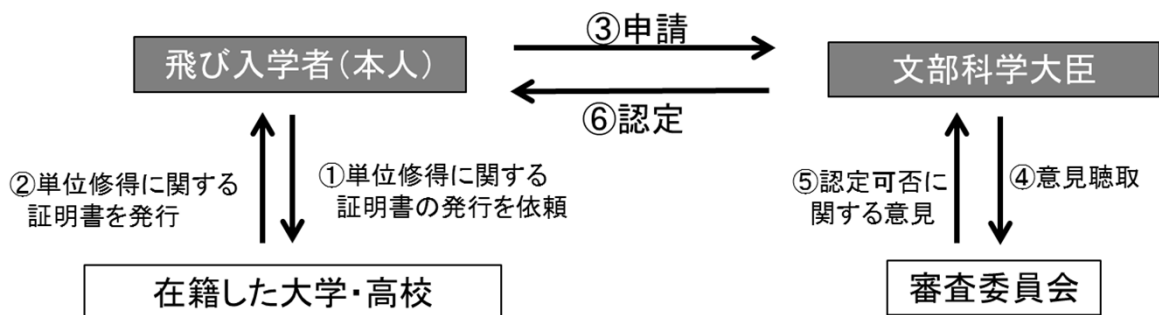
## ■具体的な審査の流れ

- 大学入学後に飛び入学者本人が文部科学大臣に申請
- 審査委員会(高等学校、大学関係者を含む)を設け、以下の基準に基づき審査。

### (審査基準)

- ・高等学校で50単位以上を修得していること(高等学校2年間で修得できる単位の目安)
- ・大学で16単位以上を修得していること
- ・取得した単位の分野が著しく偏っていないこと

- 審査委員会の意見を踏まえ、文部科学大臣が高等学校卒業と同等以上の学力があることを認定。



## ■認定の効果

通常の高등학교卒業と同等の法的地位、社会的評価が得られる

(各種の資格試験の受験資格や大学の一般的な入学資格、「高等学校卒業程度特別認定者(仮称)」の称号等)

# 国際化に対応した大学・大学院の入学資格の見直しについて

## 教育再生実行会議第五次提言

能力や意欲に応じた学びの発展やその後の進路変更に対応できるよう、国は、大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえて高等学校の早期卒業を制度化するとともに、学制の異なる国からの留学生受入れなど、国際化に対応できるよう、大学及び大学院入学資格において課している12年又は16年の課程の修了要件を緩和する



- ・文部科学省において、確認のうえ、対象国を指定することにより、12年に満たない教育課程の国からの留学生等であっても、我が国の大学への入学が可能となるように措置
- ・外国における教育課程が16年に満たない場合でも、学位の質保証の観点から、一定の要件を満たす場合には、学士の学位を有している場合には我が国の大学院への入学資格を認める

## ■現状

現行制度においては、外国の学校を卒業した者の我が国の大学及び大学院の入学資格について、主に以下の要件を課している。

	大学入学資格	大学院博士前期	(大学院博士後期)
課程修了要件	外国において学校教育における12年の課程を修了していること	外国において学校教育における16年の課程を修了していること (医・歯・一部の薬・獣医については18年)	課程修了要件なし  ※修士又は専門職相当の学位を授与されていること
個別入学資格審査 +年齢要件	各大学の個別入学資格審査に合格し、18歳に達したもの	各大学院の個別入学資格審査に合格し、22歳に達したものの (医・歯・一部の薬・獣医については24歳)	各大学院の個別入学資格審査に合格し、24歳に達したものの

## ■具体的な内容

- ・文部科学省において、我が国の教育課程との相当性や、当該教育課程終了後の大学への進学状況等を個別に確認した上で、対象国を指定することにより、12年に満たない教育課程の国からの留学生等であっても、我が国の大学への入学が可能となるように措置
- ・外国における教育課程が16年に満たない場合でも、学士の学位を有している場合には、学位の質保証の観点から、①認証評価機関等による評価の仕組みが設けられている課程で取得した学位であること、②学士を取得する教育課程が3年以上の修業年限であること、を満たす場合には、我が国の大学院への入学資格を認める

# 高等教育機関における編入学の柔軟化について

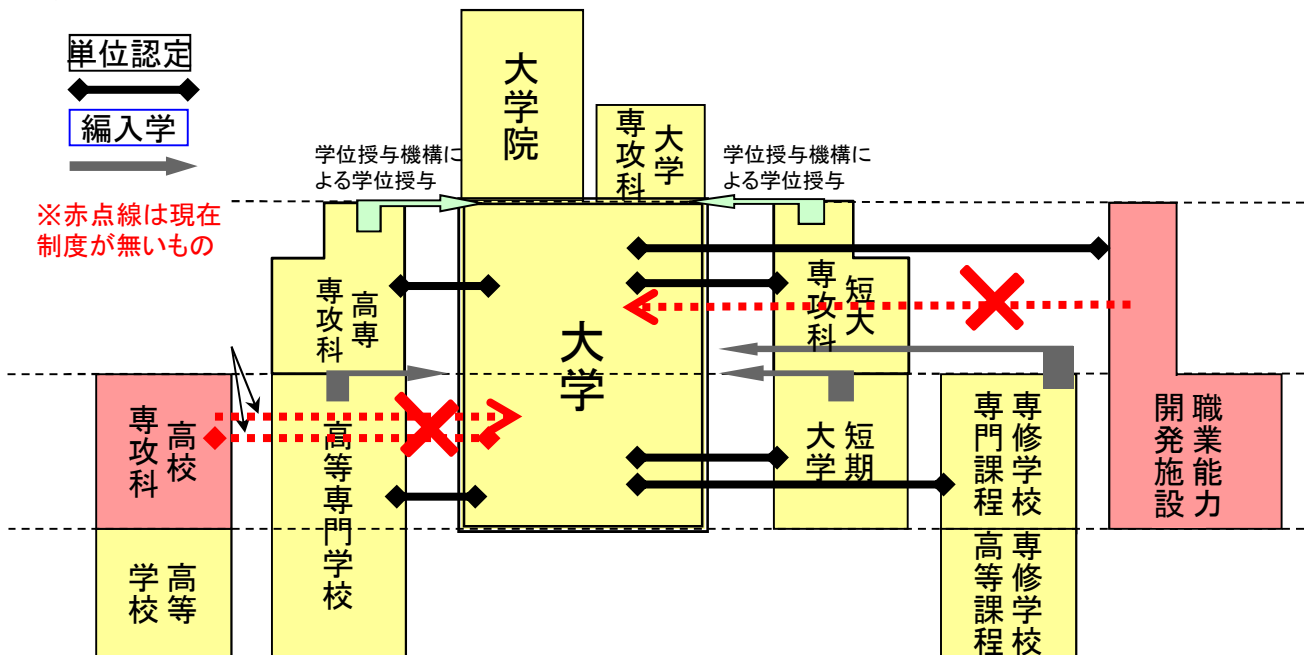
## 教育再生実行会議第五次提言

学習者が、目的意識に応じて、自らの学びを柔軟に発展させるとともに、様々な分野に挑戦していくことができるよう、**高等教育機関間での進路変更の柔軟化を図ることが必要**



- ・一定の要件を満たす高等学校専攻科については、当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定の対象とするとともに、当該高等学校専攻科の修了者に対し、**大学への編入学の途を開く**
- ・職業能力開発施設については、平成26年9月に文部科学省告示を改正し、当該施設における学修が大学における単位として認定できることとなったところ。**今後の各大学の単位認定状況を踏まえ、必要に応じて、職業能力開発施設における教育内容の見直しを実施**

## ■現状



※なお、簡略化のため、上図は教育機関相互における全ての単位認定、編入学の関係に記載しているものではない。

## ■具体的な内容

- 高等学校専攻科については、その修業年限や授業時間数、教育内容、教員資格等に関して、新たな基準を設けることや、客観的な評価の仕組みを構築することを通じて、当該高等学校専攻科における学修を大学における単位認定ができる学修の対象とするとともに、当該高等学校専攻科の修了者に対し、大学への編入学の途を開くなど所要の措置を講じる。
- 職業能力開発施設については、同校における学修が、大学における単位として認定されることについては、平成26年9月に文部科学省告示が改正したところであり、今後、各大学における単位認定の状況を踏まえた上で、必要に応じて、職業能力開発施設における教育内容の見直しを実施。